

Web サイト及び SNS を活用した情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

Web サイト及び SNS を活用した情報発信業務

2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

3 趣旨

本府が構築・運用している Web サイトや SNS を活用した情報発信力を強化するため、より受け手を意識した記事制作（企画、調査、取材、編集）を行うとともに、SNS を活用し、Web サイトの認知度向上や Web サイトへの誘客を図る。また、Web サイトや SNS のデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や SNS の配信方法について改善し、WEB サイトのアクセス数や SNS のリーチ等の増加を目指す。

4 業務内容

府が構築・運用している Web サイト及び SNS を活用し、府内の地域情報を発信する記事制作に係る業務（企画、調査、取材、編集）及び SNS 運用、解析業務。

（１） 記事制作関連業務（企画、調査、取材、編集）

- ① 府の担当者及びライター、カメラマンと調整・連携を図りながら、府内情報を発信する記事の企画・制作を行う。
なお、制作する記事の数量は毎月10本以上とする。
- ② 記事の作成に必要な情報収集や調査を行う。
- ③ 取材先への調整や、写真・動画撮影を行う。
- ④ 記事を編集し、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。
- ⑤ その他記事配信全般に係る調整を行う。

（２） SNS 運用業務

Facebook、twitter、Instagram を活用し、WEB サイトの記事紹介やサイトへの誘導、リアルタイムの府内情報配信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行う。

（３） 解析業務

- ① Web サイト、SNS のデータ解析を行い、課題を可視化し、結果について定期的にレポートを提出する。
- ② ①の結果に基づき、記事内容や SNS 配信方法について改善を行い、WEB サイトのアクセス数や SNS のリーチ等の増加を目指す。

（４） 打ち合わせ

業務の遂行に当たり、府と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から府に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。